

後期高齢者医療制度

医療費の負担割合と軽減制度

医療費の一部負担

後期高齢者医療制度では、医療機関での医療費の支払いは、収入により次のとおり1割負担または3割負担となっています。

負担割合は、被保険者証に明記してあります。

1 割負担の方

被保険者全員の市民税課税所得^(※1)がいずれも145万円未満の場合

3 割負担の方

被保険者および世帯内被保険者の市民税課税所得^(※1)が145万円以上の場合(同じ世帯にいるほかの被保険者も同じ)

^(※1)市民税課税所得：総収入額から各種所得控除などを差し引いて算出した額

基準収入額適用申請

3割負担の方でも次の条件を満たす場合は、申請して認められると1割負担に変更されます。

①被保険者が1人の場合

●前年の収入額^(※2)が383万円未満(ただし、平成22年7月末日までは前々年の収入額)

●同じ世帯に70～74歳の方がいる場合、その方と被保険者の前年の収入額^(※2)が520万円未満

②被保険者が2人以上いる場合

●被保険者の前年の収入額^(※2)の合計が520万円未満

^(※2)収入額：所得税法上の収入金額

そのほかの負担軽減

所得や病状により医療機関での医療費の支払いが軽減されます。

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯の全員が市民税非課税の場合、申請して東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。認定されると申請月の1日から適用となります。

入院の際に医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すること、食事代と保険適用の医療費の負担額が軽減されます。

●食事代(1食あたり) 自己負担額

一般：260円

低所得者Ⅱ^(※3)：90日以内の入院は210円、91日以上入院は160円

低所得者Ⅰ^(※4)：100円

●自己負担限度額(月額)

外来＋入院(世帯内被保険者合算額)の限度額

一般(1割)：4万4400円

低所得者Ⅱ^(※3)：2万4600円

低所得者Ⅰ^(※4)：1万5000円

^(※3)低所得者Ⅱ：世帯全員が市民税非課税
^(※4)低所得者Ⅰ：世帯全員が市民税非課税で、被保険者の年金収入が80万円以下であり、そのほかの所得がない方または老齢福祉年金を受給している方

次の特定疾病の高度治療を長期間継続して受ける必要がある方は、申請して東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けると「特定疾病療養受療証」が交付されます。

特定疾病療養受療証

認定されると申請月の1日から適用となります。

医療機関に「特定疾病療養受療証」を提示することで、特定疾病の自己負担限度額が、一つの医療機関につき月額1万円となります。

対象特定疾病 人工透析が必要な慢性腎不全／先天性血液凝固因子障害の一部(血友病)／血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

問合せ 保険年金課高齢医療・年金係

光化学スモッグが発生しやすくなります

光化学スモッグは、自動車の排気ガスなどが太陽の強い紫外線を受けて変化したものです。夏に多く発生し、日差しが強く風が弱い日には、特に発生しやすくなります。市では、光化学スモッグ注意報が発令された場合、各学校や保育園、各公共施設などに看板を設置してお知らせしています。

光化学スモッグ注意報が発令された場合や、目やのどに痛みを感じたり、目がチカチカしたりするなど体調が悪くなったときは、屋外にはなるべく出ないようにしてください。

※東京都環境局ホームページでは、随時、発令情報を見ることができます。また、パソコンや携帯電話への情報配信サービス(メール)の受け付けを行っています。

※詳しくは、東京都環境局ホームページをご覧ください。

問合せ 環境保全課環境保全係

平成 22 年度 水道水の水質検査結果

平成 22 年度の水道水の水質検査は、水道法によって検査が義務付けられている法定検査 50 項目のほか、水源の特性や地域性を踏まえた 47 項目と 1 物質の検査を行いました。

下表は、法定検査の項目、検査回数、基準値、検査結果です。すべての項目で基準値を下回っており、水道水の安全性が確認できました。

また、自主的に行っている検査では、農薬類を含む水質管理上必要とされる項目(40 項目)、発ガン性物質であるダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質(7 項目)の測定を行っており、国の目標値や指針値・定量下限値(目的物質の測定が可能な最小値または濃度)

未満であることを確認しました。

法定検査以外に行っている自主検査については、市内で使用されている農薬類の調査などに基づき、毎年見直しを行っています。

平成 23 年度についても一部検査項目を改定するとともに、福島第一原子力発電所事故に伴い、定期的に水道水中の放射性物質の測定を行っています。

なお、平成 22 年度に行った自主検査の結果および 23 年度の検査計画について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問合せ 水道事務所 ☎ 554-2269

■ 水質検査結果

法定検査項目		回数	基準値 (mg / ℓ)	測定値 (mg / ℓ)
病原生物	一般細菌	12	100個/㎖以下	0
	大腸菌		検出されないこと	不検出
有害な重金属	カドミウムおよびその化合物	4	0.003 以下	0.0003 未満
	水銀およびその化合物		0.0005 以下	0.00005 未満
	鉛およびその化合物		0.01 以下	0.001 未満
	ヒ素およびその化合物		0.05 以下	0.005 未満
無機物	硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	12	10 以下	1.5 以下
	フッ素およびその化合物		0.8 以下	0.14 以下
	セレンおよびその化合物		0.01 以下	0.001 未満
	ホウ素およびその化合物		1.0 以下	0.1 未満
有機化学物質	1,4-ジオキサン	12	0.05 以下	0.005 未満
	四塩化炭素		0.002 以下	0.0002 未満
	ジクロロメタン		0.02 以下	0.001 未満
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04 以下	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.01 以下	
	テトラクロロエチレン		0.03 以下	
	ベンゼン		0.01 以下	
水道の消毒による副生成物	シアン化合物イオンおよび塩化シアン	4	0.01 以下	0.001 未満
	クロロホルム		0.06 以下	0.003 以下
	ジブロモクロロメタン		0.1 以下	0.001 未満
	ブロモジクロロメタン		0.03 以下	0.002 以下
	ブロモホルム		0.09 以下	0.001 未満
	総トリハロメタン		0.1 以下	0.005 以下
	臭素酸	12	0.01 以下	0.001 未満
塩素酸		4	0.6 以下	0.06 未満

法定検査項目		回数	基準値 (mg / ℓ)	測定値 (mg / ℓ)
消毒副生成物	クロロ酢酸	12	0.02 以下	0.002 未満
	ジクロロ酢酸		0.04 以下	0.004 未満
	トリクロロ酢酸		0.2 以下	0.02 未満
	ホルムアルデヒド	4	0.08 以下	0.008 未満
色	亜鉛およびその化合物	12	1.0 以下	0.1 未満
	鉄およびその化合物		0.3 以下	0.03 未満
	銅およびその化合物		1.0 以下	0.1 未満
	マンガンおよびその化合物		0.05 以下	0.005 未満
味	アルミニウムおよびその化合物	12	0.2 以下	0.02 未満
	ナトリウムおよび化合物		200 以下	6.2 以下
	塩化物イオン		200 以下	2.4 以下
	硬度		300 以下	67 以下
発泡	陰イオン界面活性剤	4	500 以下	101 以下
	非イオン界面活性剤		0.2 以下	0.02 未満
臭い	フェノール類	1	0.02 以下	0.002 未満
	有機物(TOC)		0.005 以下	0.0005 未満
基本的性状	pH 値	12	5 以下	0.7 以下
	味		8.6 以下 5.8 以上	7.5 以下 7.0 以上
	臭気		異常でないこと	異常なし
	臭気		異常でないこと	異常なし
	色度	12	5 度以下	1 度未満
	濁度		2 度以下	0.1 度未満

※測定値は、各配水区の最高値をまとめました。

■ 放射能測定結果 (単位: ベクレル/キログラム)

採水日時	検査項目		
	放射性 ヨウ素 131	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137
6 月 2 日(木) 午前 7 時	不検出…検出 限界値 (11)	不検出…検出 限界値 (11)	不検出…検出 限界値 (10)
指標値(※1)	300 以上	200 以上	
指標値(※2)	100 以上	—	

※1…原子力安全委員会が定めた飲食物摂取制限に関する指標値
※2…食品衛生法に基づく乳児の飲用にに関する暫定的な指標値